

姫新線駅周辺駐車場等使用料助成 申請の手引き

1 助成対象者

次のいずれにも該当する方です。

- (1) たつの市、宍粟市、佐用町、上郡町に在住の方、もしくはたつの市に在勤、在学の方
- (2) 通勤、通学等のため、たつの市内の姫新線の駅を起点又は終点として定期乗車券を購入した方
- (3) 対象期間中、1年以上継続して姫新線を利用することが可能な方（ただし、学生を除く。）
- (4) 駐車場・駐輪場を月極で使用される方
※ 使用する駐車場等は姫新線の駅周辺に限ります。また、定期乗車券の起点又は終点のどちらか一方が、たつの市内の姫新線内の駅でなければなりません。

2 助成金の額（月額）

- (1) 駐車場を使用する場合の上限額
 - ・たつの市に住所を有する方 4,000円
 - ・上記以外の方 2,000円
- (2) 駐輪場を使用する場合の上限額 1,000円

3 助成金の支払い

- (1) 助成金を交付する対象期間は、申請月分から年度末までです。
※年度毎に申請が必要です。
- (2) 助成対象期間は1人につき通算12か月が限度です。
※駐輪場を使用する学生に限っては、1人につき通算36か月を限度として申請することができます。
- (3) 助成金は、別途請求書等を提出していただいたうえで、下記のとおり3か月分をまとめて申請者の口座に振り込みます。

交付対象月	請求書等の提出月	支払月
4、5、6月	7月	8月
7、8、9月	10月	11月
10、11、12月	1月	2月
1、2、3月	4月	5月

4 申請方法（下記提出書類を窓口への持参、郵送、メールで提出）

提出書類

- (1) 助成申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書
- (3) 定期乗車券の写し
- (4) 駐車場等使用料の領収書の写し
※領収印のある月謝袋の写しや、口座引き落としの場合は、通帳の該当箇所
の写しも可
- (5) 通学する学校の学生証等の写し (学生のみ)
- (6) その他特に必要と認める書類（市外の方で市内事業所に就労されている
場合は、社員証等）

※ メールで提出される場合は、添付資料の画像が読み取れるよう、できるだけ鮮明にして提出してください。

※ (4)・(5)は、後日提出でも可

※ (3)は、期間満了により新たに購入したときに、必ず、写しを保管し、助成金請求時に提出してください。（助成金請求時に、月末まで有効な写しが提出できない場合、その月は助成金の交付対象になりません。）

※ (4)は支払ったときにその都度保管して、助成金請求時にまとめて提出してください。

5 交付決定

申請書等を受理した後、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、助成決定通知書により申請者に通知します。

※ 助成金の交付は、申請月分からとなります。

（例）4月分を5月に申請した場合・・・5月分からの助成

6 助成金の返還

- (1) 助成金の交付を受けている方が、対象者の条件に該当しなくなったときは、速やかにその旨を届け出てください。
- (2) 交付対象者でなくなった場合や偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたことがわかった場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還していただきます。

7 申請及び問合せ先

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005-1

たつの市企画財政部ふるさと創造課

Tel : 0791-64-3121 Fax : 0791-63-2594

Mail : furusatosozo@city.tatsuno.lg.jp